

山口県立こころの医療センター広報誌

こころだより

2011春号



編集 広報委員会
発行 山口県立こころの医療センター
山口県宇部市東岐波4004-2
Tel 0836-58-2370

「地方独立行政法人山口県立病院機構の発足に当たって」

平成23年4月1日

地方独立行政法人山口県立病院機構
理事長 前川剛志



本日、地方独立行政法人山口県立病院機構が発足いたしました。山口県立病院機構は、総合医療センター及びこころの医療センターを設置・運営する法人として、スタートを切った訳であります。

山口県立病院は、総合医療センターが昭和24年に県立防府総合病院として、こころの医療センターが昭和28年に県立病院静和荘として開院して以来、60年にわたって県民医療の向上のために邁進してきた歴史と伝統があります。

この間、総合医療センターは、救命救急センター、基幹災害拠点病院などの指定を受け、また、こころの医療センターでは、精神科救急患者や重症患者を積極的に受け入れるなど、両病院は、本県の中核的医療機関として、高度専門医療、特殊医療の提供などに取り組んできたところです。

山口県立病院機構は、これまで、両病院で培われてきた医療を承継しつつ、地方独立行政法人の特徴を最大限に生かした、自律的で弾力的な法人運営に取り組むことが求められています。

そのためには、様々な状況変化にも柔軟に対応できる、しなやかで先見性のある経営感覚を持つことが必要です。また、効率的で効果的な運営も求められます。医療需要や業務環境の変化に的確に対応した業務体制の見直しや柔軟な予算運用、多様な契約手法の活用等を図ってまいります。

こうした効率的な運営への取組は欠かせないことですが、何より大切なことは、県民に対する医療をいかに充実させていくかということであり、この原点を忘れてはなりません。

病院が提供する良質の医療は、そこで働く人達、一人ひとりの努力の積み重ねにより生まれます。独法化が成功するか否かは、法人の全職員がプラス思考のもとに、医療に従事するプロフェッショナルとしての自覚と責任を持ち、そして誇りを持てる病院づくりを強く意識しつつ、これらをどれだけ実践できるかにかかっていると思います。

総合医療センターとこころの医療センターは、ひとつの法人として新たな道を進むこととなりますが、今後とも、高い医療レベルを確保し、県民の健康と生命を守るという、県立病院としての使命を確実に果たしていかなければなりません。

山口県立病院機構においては、職員が一丸となって法人運営に取り組み、県民に一層信頼される県立病院として、「独立法人化して良くなった。」と認めていただけるよう、精一杯努力してまいりますので、関係の皆様のご理解と御協力を、よろしくお願いいたします。

『新たな船出を迎えて』

山口県立こころの医療センター
院長 兼行浩史



いよいよ平成 23 年度となり、地方独立行政法人山口県立病院機構の船出を迎えました。ここに至るまで、多くの方々と議論を重ね、医療体制を向上するために必要なプロセスと信じて邁進してきました。関係各所や職員への細やかな配慮とともに、円滑に準備を進めて頂いた県庁医務保険課と病院事務局の尽力に深く敬意を表したいと思います。

当県では、県立総合医療センターと県立精神科病院である当院の 2 病院が一法人となることに特徴があり、そこにも大きなメリットがあると考えています。今後、理事長をリーダーとした法人本部の機能を高めて、2 病院で柔軟な連携を図りつつ、崇高な理念を堅持して県内の医療体制の向上に積極的に寄与して行きたいと願っております。

精神科医療の領域では、統合失調症への早期・危機介入や地域生活支援、認知症の医療ネットワークの整備、うつ病・自殺対策、司法精神医療体制の向上、児童思春期や依存症、高次脳機能障害などの専門医療の充実など課題が山積しています。当院では、心の病を抱えた患者さんご家族への支援を中心に据えた多職種チーム医療の推進をめざしており、今後は現場に必要な医療スタッフの補充を積極的に行いながら人材育成に努めたいと考えています。

長い将来に渡って、県民の皆さまならびに当院職員一同が、独立法人化して良かったと振り返られるように、私たち職員はお互いに協力しながら更なる医療体制の向上をめざして行く所存です。

未曾有の震災被害に直面し、多くの方々が心を痛め、被災地支援の思いを馳せておられるかとお察しします。厚生労働省の派遣要請に依りて、山口県の『心のケアチーム』として当院を代表して加来洋一副院長と吉松友貴看護師が、岩手県釜石市で、3月24日より5日間に渡る救援活動を行ってきました。今後も、いかなる支援ができるかを真摯に検討して行きたいと思っています。

基本理念

病院理念

県民の心の健康を支える質の高い医療の提供

基本理念

- 1 急性期を中心とする医療
- 2 人権を尊重する医療
- 3 患者・家族と共に歩む医療
- 4 社会復帰を促進する医療
- 5 地域社会と連携する医療

の実践



地方独立行政法人としてスタートしました！

当院は、この4月より「地方独立行政法人山口県立病院機構」（以下「法人」といいます。）のもと新しいスタートを切ることになりました。

地方独立行政法人とは

地方独立行政法人とは、公共性が強く確実に実施する必要がある事業のうち、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせるために地方公共団体（県）が設置する法人のことです。

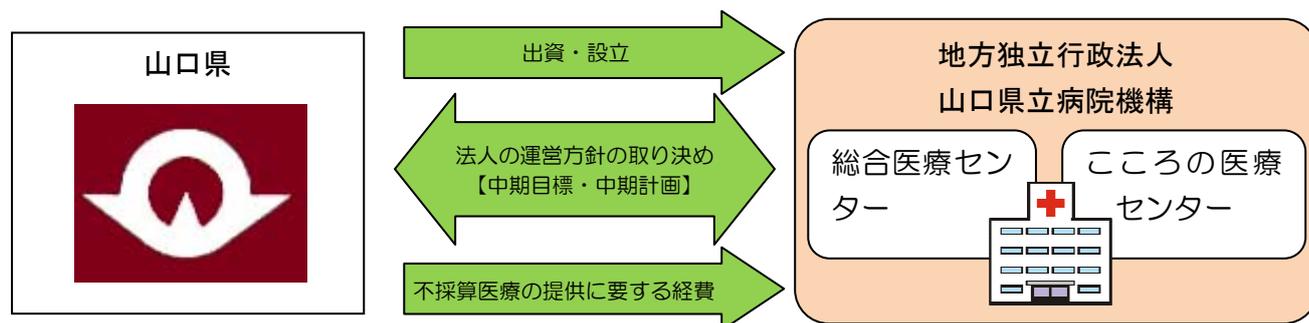
山口県立病院機構は、当院と山口県立総合医療センター（防府市）を一体的に運営していくためこの4月に新たに設立された法人です。

地方独立行政法人制度においては、県が法人に対し、業務運営に関して達成すべき「中期目標」を示し、その目標を実現するための「中期計画」を法人が作成するしくみになっています。

この「中期目標」と「中期計画」により、県と法人は、県の基幹病院としての役割と行うべき業務を確認します。

このように、県民の皆さまが必要とする政策医療や高度・専門医療を提供する役割は現在と変わりません。

また、現在と同様に、へき地医療や周産期医療、精神医療など不採算医療の提供に必要な経費などは、法律の定めにより県が負担することとされています。



なぜ今独立行政法人化なのか

医療人材の不足や医療制度改革など、病院運営を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、現在の経営形態では、病院運営に関する決定権が病院現場に与えられていないことから、迅速・柔軟な運営ができません。特に、患者サービスや病院の勤務環境に大きな影響がある病院の職員数について、今以上に増やすことができないという問題点があります。

地方独立行政法人は、県の組織に属さず、人事・予算に関する権限が法人に移るため、病院の実態に合わせた自主的な運営が可能になります。

医療の高度化や専門化などに的確に対応し、県民の皆さまの健康の保持増進に必要な医療を将来にわたって安定的に提供するために、より柔軟に医療ニーズに対応することのできる地方独立行政法人へ移行することとなりました。

独立行政法人化のメリット

独立した医療専門組織として職員の採用・配置について、業務量と経営の状況を考慮しながら、柔軟かつ迅速に対応することが可能となりますので、医師をはじめとしたスタッフの増員などにより、収入を確保しながら、質の高い医療を県民の皆さまに提供できると考えています。

東北地方太平洋沖地震災害に対する当院の対応

3月11日に起こった東北地方太平洋沖地震にて、被災により多くの方々が犠牲となり、尊い命が失われたことに謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当院では、県からの依頼に基づき、加来副院長及び吉松看護師を「心のケアチーム」の一員として派遣し、地元の精神保健福祉センター等と連携をとりながら、避難住民の精神的なケア対策等の支援活動を行っています。

- 3月22日 心のケアチーム（精神科医1名、看護師1名、保健師1名、事務2名）出発
- 24日 岩手県精神保健福祉センターに合流 活動開始
- 25日～27日 終日活動
釜石市内の避難所を巡回しながら、被災者の心のケアを実施
- 28日 活動終了 岩手県を出発
- 30日 山口県到着

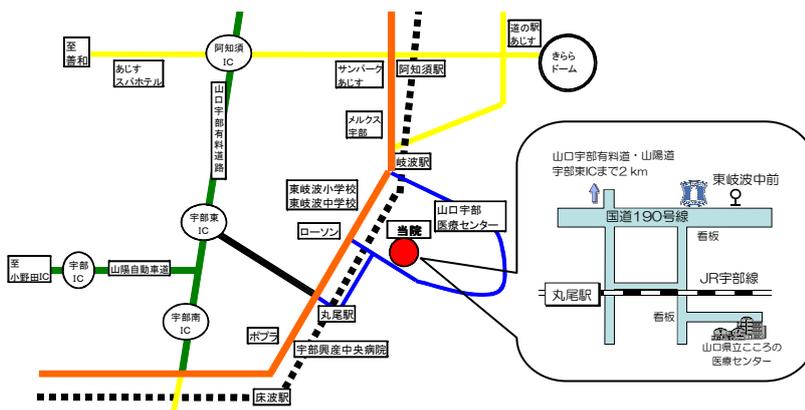
診療のご案内

(平成23年4月から)

外来診察担当医師				専門外来
	初診	一診	二診	
月	新造 竜也	磯村 信治	藤田 実	思春期外来 火…村田 水…加来
火	角田 武久	河合 宏治		物忘れ外来 月…兼行 水…兼行、中山
水	河合 宏治	村田 由紀	新造 竜也	高次脳機能外来 水…兼行 金…角田
木	藤田 実	兼行 浩史	角田 武久	アルコール依存症外来 木…藤田
金	磯村 信治	藤田 実	加来 洋一	

一般外来・専門外来とも予約制となっております。予めお電話でご予約されてご来院ください。

交通アクセスのご案内



山口県立こころの医療センター

〒755-0241

山口県宇部市東岐波 4004-2

TEL: 0836-58-2370

FAX: 0836-58-6503

URL: <http://www.y-kokoro.jp>